

○個人情報保護体制整備

[1]代表者
【理事長】

[2]個人情報保護
監査責任者
(情報システム監査責任者)
【監事2名】

[3]個人情報保護
委員会
【理事6名】

[4]個人情報取扱
責任者
(データ保護管理者)
【常務理事】

[5]個人情報保護
管理担当者
(データ保護担当者)
【事務長】

[6]苦情処理窓口
責任者
【常務理事・事務長】

システム管理部門
(システム事務担当者)

保健事業部門
(システム事務担当者)

適用部門
(システム事務担当者)

給付部門
(システム事務担当者)

職務

[1] 代表者

- ▶個人情報取扱責任者を管理・監督し、個人情報保護が適正に運営されている事に関し全責任を負う

[2] 個人情報保護監査責任者（理事長任命）

- ▶個人情報保護が適正に運営されているか、「個人情報保護監査基準」に基づき、年1回（事務監査時）監査を行い、結果につき個人情報保護委員会に報告する。

[3] 個人情報保護委員会（理事長任命）

- ▶個人情報保護監査責任者の報告に基づき、個人情報保護の運営が適正に実施されているか判断し、必要があれば代表者に対し改善要請を行うこととする。

[4] 個人情報取扱責任者（理事長任命）

- ▶事務統括責任者を管理・監督し、事務運営上個人情報保護が適正に運営される事に関し責任を負う。
- ▶事務長以下に対し、個人情報保護に関する教育を行う。

[5] 個人情報保護管理担当者（理事長任命）

- ▶適用部門以下、各実務部門を管理・監督し、実務上個人情報保護が適正に運営される事に関し責任を負う
- ▶個人情報保護に関する教育、委託先業者のチェック等の履歴を作成・管理すると共に、安全上の日常点検（システムセキュリティー、施錠等）に関する責任を負う

[6] 苦情処理窓口責任者（理事長任命）

- ▶個人情報保護に関する苦情窓口として、適正に対応し（対応履歴を残す）要改善事項があれば直ちに改善処置を行う。